

明照のしおり

(平成23年3月作成)

〒441-8093

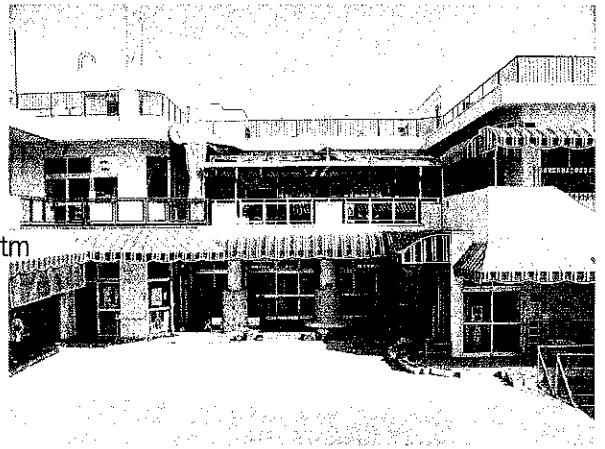
豊橋市牟呂中村町6-1

Tel 31-1419

Fax 31-1499

<http://www.tcp-ip.or.jp/~meisyou/index.htm>

e-mail meisyou@tcp-ip.or.jp



社会福祉法人

明照保育園

理事長・園長 中島章裕

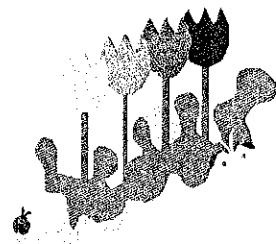
主任 中島美奈子

※このしおりは卒園まで参考にしていただき、

年度初めの父母の会総会には必ずご持参下さい。

照保育園のうた

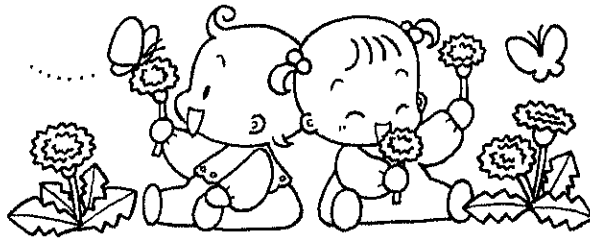
1. あかるいひかりに てらされて
みんなにここにこ うれしいな
よいこになろう なりましょう
ぼくもわたしも よいこのつどい
そのなは めいしょうほいくえん



2. きれいなおはなに かこまれて
おとぎのくにを ゆめみてる
たのしいおくに ほいくえん
ぼくもわたしも よいこのつどい
そのなは めいしょうほいくえん



ようこそ明照保育園へ



この世に生を受けた日から、子どもたちは、
家族の温もりにはぐくまれ、すくすくと成長し、
いよいよ入園の時期を迎えました。

子どもさんにとっても、おうちの方にとっても、
たくさんのお会いが待っていることでしょう。

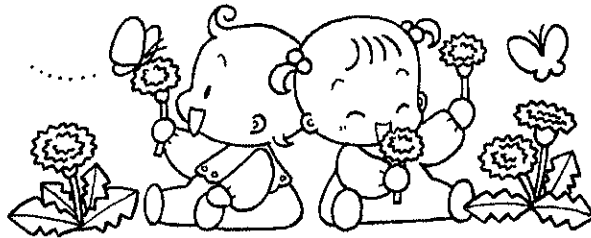
毎日の保育の中で、四季折々の行事を通じて、
子どもたちの成長をみんなで喜び合いたいと思います。

この明照保育園で過ごす日々が、
子どもさんにとっても、おうちの方にとっても、
かけがえのないひとときになればと願っています。

このしおりにかかれています園の姿や方針を
読んでいただき、どうぞご活用下さい。

明照保育園 職員一同

ようこそ明照保育園へ



この世に生を受けた日から、子どもたちは、
家族の温もりにはぐくまれ、すくすくと成長し、
いよいよ入園の時期を迎えました。

子どもさんにとっても、おうちの方にとっても、
たくさんのお出迎えが待っていることでしょう。

毎日の保育の中で、四季折々の行事を通じて、
子どもたちの成長をみんなで喜び合いたいと思います。

この明照保育園で過ごす日々が、
子どもさんにとっても、おうちの方にとっても、
かけがえのないひとときになればと願っています。

このしおりにかかれています園の姿や方針を
読んでいただき、どうぞご活用下さい。

明照保育園 職員一同

〔保育園の目的〕

子どもの最善の利益

○保育園は「子どもの権利条約」の理念をふまえ、子どもの最善の利益を守り、家庭や地域社会と連携を密にして、豊かな人間性をもった子どもを育成することを目的とした児童福祉施設です。

子どもの成長にふさわしい生活の場（養護と教育）

○保育園は、子どもがさまざまな人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作りあげて行くことを目的とした施設です。

○そのために、保育士など専門性を有する職員が、保護者とともに乳幼児の生命の保持と情緒の安定（養護）を図り、自己を十分に発揮しながら活動し、健全な心身の発達を保障されて教育を受ける場です。

○子どもは豊かに伸びていく可能性を内に秘めています。保育園はその子どもたちが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことのできるような援助や指導を受ける場です。

保護者や地域の人々の話し合いの場（交流）

○保育園では保護者の皆さんが安心して働くために長時間保育を実施したり、専門的立場から、保護者の育児相談にも応じて、医療・保健・福祉等各関係機関などと十分な連携をとるようにしています。又、保護者同士や地域の人々の話し合いの場にもなるところです。

地域の子育て家庭を支える場（支援）

○保育園は、地域における子育て家庭に、園庭を開放したり、乳幼児などの保育に関する相談に応じ助言する子育て支援を行っています。

〔保育方法の柱〕

児童憲章

児童は、人として尊ばれる。
 児童は、社会の一員として重んぜられる。
 児童は、よい環境の中で育てられる。

子どもの
権利条約

児童福祉法

保育園の保育内容（保育所保育指針）			
年齢区分		領域（生活・あそび・課題を通して）	
3歳未満児	0才	養護と教育がひとつになっている （健康・人間関係・環境・言葉・表現）	
	1才		
	2才		
3歳以上児	3才	養護	教育
	4才		健康・人間関係・環境
	5才		言葉・表現

保育園

【保育課程】
 （次のページ）
 乳幼児期における
 健全育成をはかる
 ための園全体の
 計画

各年齢ごとの
具体的な
年間指導計画

月の
指導計画

週の計画

1日の
計画

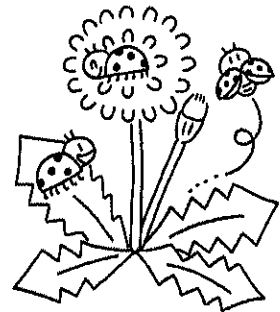
心情・意欲・態度を柱として

一人一人の発達課題と記録の作成

〔園児の理想像〕

心身ともにたくましく、

思いやりのある子ども



〔年 間 行 事 計 画〕

※詳細と変更事項は、毎年度初めの総会でお知らせします。

期	月	主な園内行事	社会行事等
I	4月 ～ 5月	◇始業式 入園式 ◇家庭訪問 ◇午睡開始（年少児・乳児） ◇父母の会総会及び ポニー幼児交通安全クラブ指導 ◇親子遠足 ◇保育参加と試食会（学年ごと）	○みどりの日 ○憲法記念日 ○国民の休日 ○こどもの日 ・母の日
II	6月 ～ 8月	◇内科健診 ◇はみがき指導 ◇歯科健診 ◇フリーマーケット ◇午睡（年長児・年中児） ◇幼児たてわり保育開始 ◇個人懇談会 ◇プール開き ◇お泊まり保育（年長児） ◇夏期家庭保育期間 ◇夕涼み会 ◇プール大会	・入梅 ・父の日 ・夏至 ・七夕 ○海の日 ・お盆
III	9月 ～ 10月	◇敬老の集い ◇内科健診 ◇園内運動会 ◇いもほり ◇焼きいもパーティー	○敬老の日 ・お月見 ○秋分の日 ○体育の日
IV	11月 ～ 12月	◇明照まつり（バザー） ◇作品展 ◇市民館作品展参加（校区交流） ◇クリスマス会 ◇七五三宮参り（八幡社） ◇もちつき ◇年長児おわかれ遠足 ◇大掃除	○文化の日 ○勤労感謝の日 ・冬至 ○天皇誕生日
V	1月 ～ 3月	◇おめでとう会 ◇父の日保育参加 ◇新入園児世帯入所面接 ◇節分豆まき（園内・校区交流） ◇遊戯会 ◇ひなまつり ◇お茶会 ◇卒園児保護者会と三世代交流会 ◇お別れ会 ◇卒園式 ◇修了式	○元日 ○成人の日 ○建国記念の日 ○春分の日

◎毎月…身体測定・誕生会・避難訓練・交通安全指導 ◎検便と検尿（年1回）・健康診断（年2回）

◎定期的に、園のバスで園外保育を実施

◎未入園児家庭を対象に、毎月1回ずつ園庭開放と年齢ごとの『親子ひろば』を実施

〔保育時間〕

平日 8:00~16:00 (延長保育 7:00~19:00)

土曜日 8:00~12:00

〔園児デイリープログラム (一日の保育の流れ)〕

乳児 (0~2歳児) の活動		時刻	幼児 (3~5歳児) の活動	
登園	<ul style="list-style-type: none"> ・登園する ・あいさつ、視診を受ける ・持ち物の始末をする ・排泄・手洗い 	8:00	登園	<ul style="list-style-type: none"> ・登園する ・あいさつ、視診を受ける ・かばんや園服をしまう
あそび	<ul style="list-style-type: none"> ・好きなあそびをする 	~	あそび	<ul style="list-style-type: none"> ・室内や戸外で好きなあそびをする→片づけ
排泄、 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者と一緒に片づけをする ・排泄、手洗いをする 	9:30		<ul style="list-style-type: none"> ・園庭に並び、リズム表舞や体操をする ・排泄・手洗いをする
おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつをして食べる 			
あそび	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなと一緒に遊ぶ 			
片づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者と一緒に片づける 			<ul style="list-style-type: none"> ・集会に参加する ・課題活動 ・遊具や用具を使って遊ぶ
排泄、 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の準備を待つ 			
昼食	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつをして食べる 	11:00		
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・口のまわりや手を拭く 			
		11:30	昼食	<ul style="list-style-type: none"> ・片づけ・排泄・手洗い・消毒をする ・準備を待つ。当番活動 ・あいさつ、食事をする。 ・食後の片づけ、あいさつ (はみがき) ・静かにして体を休める (3歳児午睡)
午睡	<ul style="list-style-type: none"> ・ふとんに入り、静かに眠る 	1:00		
めざめ				
排泄、 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつをして食べる 		あそび	<ul style="list-style-type: none"> ・室内や戸外で好きな遊びをする ・片づけ、排泄、手洗い、消毒をする
おやつ		2:45	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつの準備、あいさつ ・食後のあいさつ、片づけ ・そうじをお手伝いする ・降園の準備をする
あそび	<ul style="list-style-type: none"> ・帰りの準備をする 			
排泄、 手洗い				
降園	<ul style="list-style-type: none"> ・「さようなら」のあいさつ ・お迎えを待つ ・異年齢の子と遊びおやつを共にし、楽しく過ごす 	4:00	降園	<ul style="list-style-type: none"> ・帰りのあいさつ ・お迎えを待つ ・異年齢の子と遊びやおやつを共にし、楽しく過ごす
延長保育		4:30	延長保育	
		~		
		7:00		

〔保育にかかる諸経費について〕

- 入園時 園服・かばん費用
- 新年度時 クラス色別通園帽子・おたより帳等費用
- 保育料（毎月）

市役所とご家庭との手続きにより処理されます。市役所からの通知は園を通じてご家庭にお渡しします。質問等は、直接市役所児童福祉課へ申し出てください。

- 雑費（毎月）（父母の会費・絵本代・共通教材費・幼児のみ主食代）

園との手続きにより処理されます。現金の受け渡しにおける、万一の事故を防ぐため、下記の要領で諸費の口座振替を行います。なお、わからないことは遠慮なく事務所または担任までご相談下さい。

毎月はじめ	8日までに、諸費分が口座にあるか 確認して下さい。
8日（土日祝日の場合はその翌日）	口座振替が行われます。
中旬	[金融機関→園→家庭] 口座振替の結果通知書を配布します。

※ 振替日に口座に入っている金額が、毎月の諸費分に満たない時は、引き落としができませんので、必ず指定口座に必要な金額があることを振替日前日までに確認して下さい。

万一引き落とせなかった場合、金融機関から『振替できませんでした。』という通知書を園からお渡ししますので、すぐに現金を保育園まで持ってきて下さい。

口座引き落とし依頼書の記入について

- ★ 記入例をよくよんで、下記の項目を間違いや漏れのないようご記入下さい。

取引金融機関・入園児の氏名(ふりがな)・性別・住所・電話番号・取引口座欄

- ★ 取引金融機関は下記のいずれかをご記入下さい。

豊橋信用金庫・蒲郡信用金庫・JA豊橋（支店はどこでも可） ※取引がない場合は、

お手数ですが、いずれかの機関で口座を開いて下さるようお願いいたします。

- ★ 学校コード・学年・組・番号は記入しないでください。

- ★ 捺印は、1枚目と2枚目に確実にお願いします。

〔時間延長保育について〕

午後7時までの保育を行う中、子どもたちも夕方の、家庭が恋しくなる時間、友だちが少なくなっていく心細さや情緒の不安を感じやすくなると思いますが、家庭的な雰囲気大切に、お迎えまでを楽しく過ごせるよう延長保育を行っています。

延長保育の運営については、市の基準に従っています。

◎延長保育利用料（延長保育充実費として）

17：30～19：00のお迎え（おやつ代も含まます）

…1人1回 150円 ※園で記録し、翌月に請求させていただきます。

〔子どもの健康と安全〕

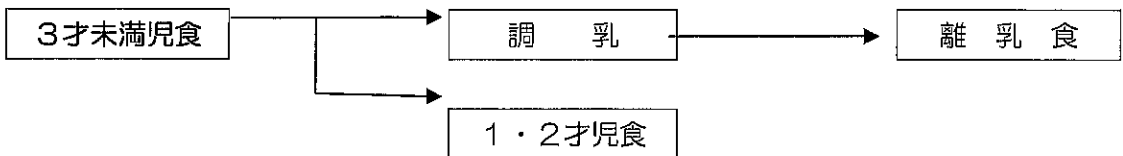
☆園の給食

（市の栄養士による統一献立を保育園で調理）

乳幼児にとって一日に必要な栄養量・カロリーのうち、乳児（50%）、幼児（40%）は保育園の給食で満たされています。

楽しい雰囲気の中で偏食の矯正につとめ、楽しく食事をするためのマナーが身につくように働きかけています。

（保育園ではこれだけ食べています）



（主食・副食・おやつ 530カロリー 蛋白質 17g）

カロリー摂取率	朝食	おやつ	昼食	おやつ	夕食
	25%	5%	30%	10%	30%

3才以上児食

(主食・副食・おやつ 600カロリー 蛋白質 18g)

カロリー摂取率	朝食	昼食	おやつ	夕食
	30%	30%	10%	30%

↕ ↻

◎食事のマナー

- 食事の前には必ず手洗い・消毒をしています。
- 「いただきます」「ごちそうさま」などの挨拶をはっきりいえるようにすすめています。
- 正しい箸の持ち方、食器の持ち方などを指導します。
- 正しい姿勢で、こぼさずによくかむことを習慣づくようにしています。
- 食後の歯みがき・うがいを励行します。



◎楽しい当番活動

- 先生のお手伝いを楽しんで行っています。
- 決められた仕事の責任を果たし、働く喜びを育てています。
(机ふき、味見、配膳の手伝い、片付け等)

☆アレルギー体質による除去食・代替食希望児について

子どもさん一人一人が、乳幼児期に適切な栄養を摂取し、いろいろな味になれることで味覚の発達を促し、みんなで食べる楽しさを味わう経験が持てるよう保育をすすめる中で、アトピー等のアレルギー体質の子どもさんで、ご家庭でも実践されている方に限り、園でもかかりつけの医師の指示に従い、摂取してはいけないものは出来る限り除去したり替わりのものを食べるような配慮をし、学校へ上がるまでには普通食がみんなと同じように食べられるように願ってすすめています。

年度始めと半ばに医師の診断書を提示していただき、保護者の方との共通理解と信頼関係の中で、対応していきたいと思っておりますので費用等でご負担をかけますが、よろしくお願ひします。

☆生活のリズムの安定を

保育園での生活で、子どもたちが自分の力をのびのびと発揮し、望ましい集団生活を送れるためには、情緒の安定が第1です。そのためには、生活のリズムを安定させることがなによりも大切です。夜更かしをすると、成長ホルモンにも悪影響を及ぼすだけでなく、園生活でイライラしたり友だち同士のトラブルも多くなるようです。もし、眠たがらなくても、時間を決めて寝かしつける習慣をつけてください。

☆感染症・疾病等について

登園することのできない感染症・病気一覧（園医さんの指導に基づく）

病名	基本的な登園停止期間
インフルエンザ	解熱した後、2日経過するまで
百日ぜき	特有のせきが消えるまで
はしか（麻疹）	発疹に伴う熱が下がってから、3日経過するまで
おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	耳下腺のはれが引くまで
水ぼうそう（水痘）	全身の発疹がすべて消え、かさぶたになるまで
風疹（3日ばしか）	発疹が消えるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	熱・目の充血・目やになどの症状が消えて2日を経過するまで
結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
乳幼児嘔吐下痢症	下痢・嘔吐の症状がなくなるまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後、医師の判断で
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他（ ）	医師が感染の恐れがないと認めるまで

※このほか、毎年、時期により、手足口病、プール熱、とびひ、水いぼ等流行することがあります。（状況はその都度お知らせします。）

※保育が再開される時に感染症治癒報告書を提出して頂きます。

※熱がなく元気があっても、感染のおそれのある場合は、登園を見合わせていただくことがあります。また、早期発見が感染をくい止め、早く回復することにつながりますので、常に子どもさんの体調に注意を払い、発熱や便の状態、顔色、食欲、皮膚の状態、睡眠時間、機嫌等少しでも異常があった場合は園に連絡し、医師の診断を受けて下さい。乳児さんは、育児連絡帳を活用してください。

※入園1年目は、免疫力が乏しいため様々な菌に感染しやすいです。特に1年目は体調に気をつけ、じっくり抵抗力をつけていくと考えてください。

☆ けがや事故について

保育の中では万全を期してけがのないよう努めていますが、それでもけがをしてしまうこともあります。情緒の不安定からだったり、経験の不足からだったり原因は様々ですが、友だちとかかわり合う中で起こることもあります。これは悪いことではなく、よりよい成長のために友だちとの関わりはなくてはならないものです。

清潔のためにも、友だちとの楽しいふれ合いのためにも爪はかならず短くしてあげてください。

※ 保育園のかかりつけ

市川医院	31-4754	山本歯科	32-0808
------	---------	------	---------

☆ 保育園での薬の投与について

お子さんの薬は、本来は保護者の方が登園して与えて頂くのですが、緊急やむを得ない理由で保護者の方が来られない時は、保護者の方と園で話し合いの上、担当者が保護者の方にかわって与えるようにします。この場合は万全を期するため、下記のことを厳守して頂きます。

- ① 診察を受ける時は、お子さんが現在保育園に在園していることと、保育園ではやむを得ない場合のみ薬の投与をしていることを必ず伝えて下さい。
- ② 基本として、医師の処方箋を受けたものに限りです。必要な場合は、医師と直接連携をとることもあります。保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- ③ 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付して下さい。子どもさんが初めて使用する座薬については対応できません。
- ④ 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、園としては判断ができませんので、その都度保護者の方に連絡することになります。
- ⑤ 持参する薬について
 - ・ 処方箋を受けた薬をはじめて預かる時は、保護者からの「依頼書」とともに処方箋に基づいて出された「薬の説明書」を提出していただきます。(説明書

は園で医師名・処方日・薬の内容等をチェックした後お返しします)

- ・薬の袋や容器等には園児名を明記し、内服薬（粉・シロップ等）は必ず1回分ずつに分けて持ってきてください。
- ・薬は、園児のかばんに入れないで、必ず保育者に手渡ししてください。

☆連絡帳について

乳児さんは、毎日の『育児連絡帳』、幼児さんは、必要な時に記入する『連絡帳』があります。どちらも保護者の方と園とのよりよい連携のために活用していきます。

☆送り迎えの安全について

できる限り徒歩または自転車での送り迎えをお願いします。車の場合は、駐車スペース（園舎北側の駐車場と普仙寺墓地の北側にある駐車場のみ）が限られていますので、子どもさんの送り迎えがすみしだい遊ばずに、帰るようにしてください。園と学校間の道路は園児や児童の安全のため、カラーコーンを立てて駐車しない様に協力していただいています。

子どもさんに事故のないよう、また、保護者の方同士がスムーズに送り迎えできますよう、必ず守っていただきたいと思います。

また、徒歩や自転車でお迎えをする日に限って、4：30のチャイムまで子ども同士、保護者の方同士のよりよい交流の場として、園庭を開放しています。その際も絶対に子どもさんから目を離さず、危険のないよう気をつけてください。他の子どもさんにも声をかけてくださるようお願いします。

☆非常事態における対応について

【台風等災害時の保育に関する取扱い基準】（市の基準に従っています）

- 園児の登園する以前に暴風警報が発令された場合
 - （1）午前6時以前に警報が解除された場合は、平常保育を行います。
 - （2）午前6時から午前9時までに警報が解除された場合は、平常保育開始時間の1時間後に開園しますが、園の状態によっては休園することもあります。
 - （3）午前9時以降に警報が解除された場合は、特殊な場合を除いて休園とします。
- 園児の登園後に暴風警報が発令された場合
保護者はできるだけ早く園児を迎えに来て下さい。

【東海地震に関する取扱い】（豊橋市地震防災強化計画の指示より）

- 「警戒宣言発令」「東海地震予知情報」「東海地震注意情報」のいずれかが出された場合、小中学校及び保育園は休校（園）となり、ただちに保護者のお迎えをお願いします。

☆大規模地震発生時の警戒宣言とは…

平成7年1月に発生した阪神大震災（死者・不明者 6,427 人、全壊家屋 110,457 戸）のように、大地震は大きな災害を引きおこします。東海地方においても、遠州灘を震源とするような大地震がいつ発生しても不思議ではない状況にあります。そこで国は、大地震の発生を予知すべく観測態勢をしき、活動を続けています。観測の結果、東海大地震の前兆とみられる異常な現象が発見された場合には「東海大地震注意情報」が気象庁を通じて発表され、その結果「東海地震が起きる恐れがある」という場合、内閣総理大臣より『警戒宣言』が発令されます。

- ※ただし、その都度状況が異なりますので、不明な場合は、直接保育園に確認下さい。
※園から保護者に速やかに連絡が取れるよう、緊急連絡先が変更になった時は、必ずお知らせ下さい。

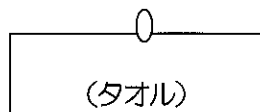
〔毎日の保育をすすめるにあたって〕

- 毎日の持ち物（記名をお願いします。）

・通園かばん…タオル・おたより帳・ハンカチ・はながみ

└タオルかけに

かけられるようにして下さい。



- 服装…通園帽子・園服。動きやすく、基本として汚れてもいい服装。脱ぎ着しやすい服装
(赤ちゃん以外は自分で出来る様生活の中で進めていきます)

☆送り迎えでのお願い

- 登園…生活リズムや情緒の安定の為、遅くとも午前9：00頃までに登園しましょう。

※病気や用事などで欠席する場合は、8時から9時の間に電話してください。

(TEL 31-1419)

- 降園…平日 4：00 ※お迎えはそれぞれ4:00~4:30、12:00~12:30の間をお願いします。

土 12：00 (それ以後になる時は、必ずご連絡下さい。)

※なるべく徒歩または自転車で送り迎えをして下さるようご協力お願いします。

※車で送迎する場合は、駐車場に停めてください。（駐車場は、保育園北側と普仙寺のお墓の北側の「普仙寺駐車場」です。普仙寺境内は停めないで下さい。）

※駐車スペースが狭いので、子どもさんの送り迎えが済みましたら、園庭では遊ばず速やかに車を移動して下さるようお願いいたします。

※4月当初は、新しい環境に徐々に慣れるように、短時間保育を行いますので、よろしくお願ひします。（詳しい時間は、3月の入園説明会&4月の園だよりでお知らせします。
（新入児と継続児は時間が異なります。））

☆その他

- 長期間（3～4日間程度以上）休む場合は中間でも連絡してください。
- 転居、その他で保育園をやめるときは、遅くともその月の20日までにお知らせ下さい。また、退園届も必ず出して下さい。その月の25日までに退園届がないときは、翌月の保育料を納めていただくことがあります。
- 土曜日の保育について

今年度も市より、出来る限り土曜日は家庭で過ごせるようにという手紙を配布する依頼が来ました。子どもの負担を考え、ゆとりある生活や地域や家族のふれ合いを大切にという思いが基盤にあります。

園ではとりあえず今年度もいままで同様、基本的に月2～3回は『家族ふれあいの日』として、市の指示に従い、仕事のため家族のどなたも子どもさんの保育が出来ない方以外は家庭で過ごすようにしますが、その他の土曜日は半日保育を行っていきます。ただ、子どもさんが平日の集団での保育時間のなか、体力的にまた精神的に負担になっているようならば、お休みをして回復をはかることも、病気を防ぐためには必要だと思います。

〔苦情解決制度について〕

福祉施設として、当施設における苦情や相談を次の窓口で受け付けます。

相談窓口	所在地
当施設相談窓口	・相談解決責任者 園長 中島章裕 ・相談受付担当者 主任 中島美奈子
第三者委員	・普仙寺住職 加藤良光 31-7457 ・名古屋地方裁判所家庭調停委員 鈴木弘子33-1839 ・明照保育園監事 菅沼照夫 53-1997

〔連携と交流～子どもをまん中にして～〕



☆ 明照元気っ子ビデオについて ～ビデオによる園だより～

園での様子を学年ごとにビデオに収め、年3回ぐらいご家庭で見いただいています。保護者の方の園へのご理解をいただいたり、また、子どもさんとビデオを通して楽しい話し合いの場ができているようです。

☆ 成長を見つめ合える行事を大切に…

四季折々の生活での豊かな心の育成

みんな（友だち・保育者・母親や家族・地域）ですることの楽しさ

親子遠足（4月）・保育参加と試食会（5月）・夕涼み会（8月）・
敬老の日保育参加（9月）・運動会（10月）・明照まつり（11月）・
作品展（12月）・父親保育参加（1月）・お遊戯会（2月末）

☆ 明照掲示板「わいわい広場」

保護者の方を中心とした、子育てにまつわる『たのしいおしゃべり広場』です。
HPトップページの「わいわい広場」をクリックしてください。

☆ その日の保育をお届けする「お知らせくん」

各学年ごとにその日の保育の様子をまとめ、基本的に土曜日以外の平日夕方までに、全学年分お知らせしています。それぞれ登録すれば、お母さんの携帯だけでなく、会社のお父さんや、実家のおじいちゃん達にまで（？）子どもさんの今日の活動が伝わり、晩ご飯の話題もはずむことでしょう。園でのことをなかなか話さない子どもさんから話を引き出す糸口にも…。

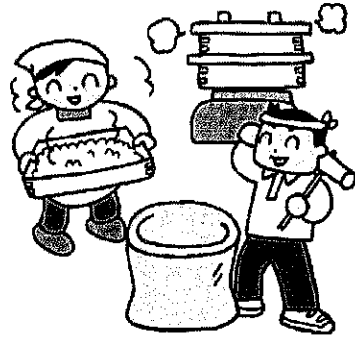
保育園にEメールで、『お知らせくん配信希望』と書いて、送ってほしい機器（携帯電話・パソコン等）から送って下さい。後日、登録確認メールを送ります。

【e-mail meisyou@tcp-ip.or.jp】

☆ ボランパ・ボランマについて

～やれることをやれる人がやれる時に～

- ◎ 毎月のなかよし保育での
遊びのコーナー等での保育（絵本の
読み聴かせ・うたなどなど）
- ◎ いも畑の草取り
- ◎ おもちつき
- ◎ その他行事等における保育参加



★興味のある方は、事務所までどしどしお申し込み、お問い合わせ下さい！

〔地域の子育て支援のセンターとして〕

☆【園庭開放】

園庭や遊戯室、子育てホールで、親子で遊んだり園児と遊びます。

☆【行事公開】

園の行事を随時ご案内しますので、どうぞ見学に来て下さい。

☆【育児相談】

育児について、お気軽に電話・メール等でご相談下さい。必要に応じて面談も致します。

☆【親子ひろば】（予約制）

年齢別に参加し、親子で活動をしたり、育児のポイントを聞いたり、同じ年の子を持つお母さん同士で交流したりします。

☆【育児講座】

子どもさんの成長や子育てについて、専門の先生をお招きして講座を開きます。詳しいことが決まりましたら、『明照つばめっ子』や掲示板等でお知らせします。

☆【文化センター】

年中児以上を対象とする文化的おけいこ（体育教室・ピアノ・習字・空手）

☆なかよし保育

なかよし保育Q&A

Q：なかよし保育とは？

A：『今までのなかよし保育』…月1回の土曜日に、園児たちがクラスの枠をこえて（年齢に応じてかたちはいろいろ）あちこちで好きな遊びをする日のこと。その日は保護者や地域の方のボランティアで遊びのコーナー（絵本読み聞かせ、ピアノによる歌声コンサート“みんなでうたおう”あやとりお手玉などの昔の遊び等々）を設けることもあります。

『今年度のなかよし保育』…学校が土曜日休みになることにより、園児のなかよし保育に学校の子たちも加わって、園児たちと遊んでもらうことで、異年齢の子とのふれ合いの機会を設け、思いやりの気持ちを育めたらと思います。

Q：月1回のなかよし保育は、毎月何日ですか？

A：総会の日までに決定します。決定したら、園庭の掲示板等でお知らせします。電話で直接問い合わせでもOK。

Q：用意するものは？

A：何もありませんが、もし、園児に自分の好きな本を読んであげたいなどの希望があったら、あらかじめ知らせて、持ってきてください。活動のコーナーを作ります。

Q：時間は？

A：だいたい9時～9時半くらいに来て、1時までです。

Q：参加したい小中学生はどうしたら？

A：①3日前の水曜日までに、事務局まで電話（31-1419）または直接申し込みます。人数が多い場合は早い順にしめ切らせていただきます。

②当日までに、食事代含めた参加費として250円を持ってきてください。

※基本的に手続きは以上ですが、保護者の方の了解をいただく場合もあります。

Q：気をつけることは？

A：途中で保育園からでたり入ったりすることは、一緒に遊ぶ園児が不安になるので、基本的にはできません。あと、学校の生徒だけで盛り上げて遊ぶのではなく、園児と関わって遊ぶことがねらいです。園児と遊ぶもの以外の unnecessaryなものは持ってきてください。服装は運動しやすい服装、運動靴で、室内ははだしです。

〔保育園の誕生と命名〕

明照保育園の前身は、戦前から開設されていた普仙寺農繁期託児所です。

開設者は普仙寺第25世住職の加藤卓全師で、「ドナタデモオイデクダサイ」の看板を掲げ、多い時には150人程の乳幼児が10数名の女学校生徒たちのボランティアによって保育されていました。

昭和20年代、戦後のベビーブームによって地域には就学前の乳幼児が満ちあふれ、農業や漁業に従事する保護者にとって農繁期だけでなく、通年で保育を託せる施設は切実な願いでありました。このような情勢をふまえて昭和28年、普仙寺本堂を利用した保育施設が開設され、昭和29年9月、旧軍隊兵舎の一部払い下げを受け園舎建築と同時に明照保育園正式認可に至りました。

園名「明照」については、浄土宗開祖法然上人が明治天皇から贈られた追号「明照大師」に因んで命名されました。

〔保育園の沿革〕

- 昭和28年6月 豊橋市牟呂町字中村
浄土宗普仙寺住職 加藤卓全個人経営
明照保育園設立（定員66名）
- 1129年7月 園舎建築 259㎡05（定員90名）
- 1129年9月 厚生大臣認可 園長 加藤卓全就任
- 1132年5月 園舎増築 37㎡95
- 1134年6月 園舎増築 9㎡9
- 1135年8月 園舎増築 44㎡55（定員120名）
- 1136年4月 園長 杉浦きく子 就任
- 1137年7月 園舎増築 107㎡25（定員150名）
- 1140年4月 園長 杉浦 章 就任
- 1143年5月 社会福祉法人に組織変更 理事長 加藤秀善 就任
- 1147年3月 園舎増改築 鉄筋コンクリート造2階建 438㎡390（定員200名）
- 1147年4月 天皇陛下御下賜金拝受
- 昭和55年3月 園舎増改築 鉄筋コンクリート造2階建 739㎡180
園舎総面積 1,177㎡570（定員230名）

平成 3 年 4 月 理事長 杉浦 章 園長 杉浦きく子 就任
 平成 4 年 4 月 (定員 240 名)
 // 7 年 4 月 園舎増改築 (保育室 2 室拡張 乳児テラス造成) (定員 250 名)
 園舎総面積 1,247 m²550
 // 12 年 4 月 園長 中島章裕 就任
 // 15 年 4 月 学童保育『明照児童クラブ』開設
 // 16 年 3 月 園舎増改築 (児童クラブ室 子育て支援ホール)
 園舎総面積 1,575 m²970
 // 18 年 4 月 理事長及び園長 中島章裕 就任

〔施設 の 概要〕

平成 21 年 4 月 1 日現在

〔土 地〕

①豊橋市牟呂町字中村 67 番地 3 所在の宅地	195.49 平方メートル
// 4 //	552.37 平方メートル
(平成元年 3 年 11 日 宗教法人普仙寺より贈与取得 豊橋市区画整理事業により実測面積 541.82 m ² に減歩) 541.82 平方メートル	
②豊橋市保留地購入 (平成 2 年 10 月 8 日取得)	339.81 平方メートル
③豊橋市保留地購入 (平成 4 年 4 月 24 日取得)	237.67 平方メートル
④豊橋市横須賀町横須賀 42 中島志ん より借地 (平成年月日賃貸借契約締結)	495.87 平方メートル
	合計 1,615.17 平方メートル

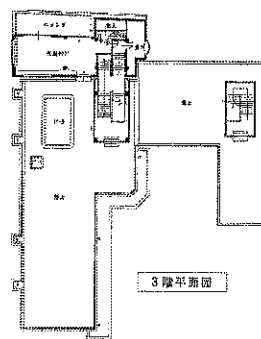
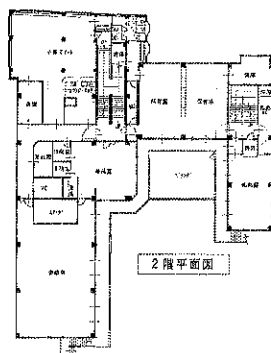
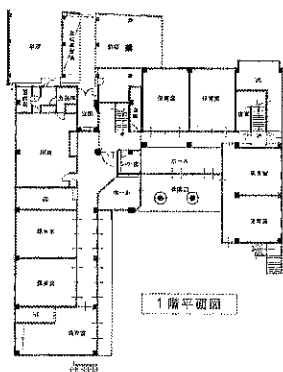
〔建 物〕 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 2 棟

(第 1 期) 昭和 47 年 4 月 1 日竣工	1 F...208,38 2 F...207,32 3 F...22,68	合計 438,38 平方メー トル
(第 2 期) 昭和 55 年 4 月 1 日竣工	1 F...346,96 2 F...358,22 3 F...34,00	合計 739,18 平方メ ートル
(第 3 期) 平成 7 年 4 月 1 日竣工 (増築)	1 F...69,99	合計 69,99 平方メートル
(第 4 期) 平成 15 年 4 月 1 日竣工 (増築)	1 F...110,98 2 F...128,79 3 F...88,65	合計 328,42 平方メ ートル
(合 計)	1 F...736,31 2 F...694,33 3 F...145,33	合計 1,575,97 平方メートル

〔室名及び室数〕

室名	室数	室名	室数	室名	室数
乳児室	3	もく浴室	1	医務室	1
ほふく室	1	調乳室	1	事務室	1
保育室	6	休養室	2	食料室	1
遊戯室	1	調理室	1	倉庫	7
児童クラブ室	1	子育て支援ホール	1	その他	3
合計 32					

(児童便所) (大) 11個 (小) 12個 (乳児専用) 9個
 (職員便所) (大) 5個 (小) 1個
 (屋外遊戯場面積) 772.3平方メートル



〔明照保育園父母の会会則〕

(名称及び所在地)

第1条 本会は明照保育園父母の会と称し、事務所を豊橋市牟呂中村町6-1、明照保育園内に置く。

(目的)

第2条 本会は明照保育園の保育方針に則り、相互協力により在籍する乳幼児の健全な成長発達をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 研修会及び講演会等の開催
2. 園内主要行事への参加協力
3. 会員相互の親睦事業
4. 豊橋市内保育園母の会連合会へ参加
5. その他必要と認める事業

(会員)

第4条 本会は明照保育園に在籍する園児の父母、又はこれに代わるものをもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員任期は1か年とし再任を妨げない。

会長1名、副会長1名、会計1名、理事若干名

2. 会長、副会長、会計は理事会の互選とする。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は総会が承認した予算に基づいて一切の会計事務を処理し決算報告をする。
4. 理事は理事会を構成し会務の執行にあたる。理事は各地区会員の互選により決定する。

(相談役)

第7条 本会に相談役を置く。

2. 相談役は会長が明照保育園長及び主任保育士に委嘱する。

(会議)

第8条 会議は、総会（年1回）、理事会（臨時）とし、必要に応じて臨時総会を開くこともできる。

総会において付議すべき事項は次の通りである。

- (1) 会則の決定並びに変更
 - (2) 役員承認
 - (3) 事業計画並びに予算承認
 - (4) 事業報告並びに決算承認
 - (5) その他
2. 理事会は本会の執行機関とする。
 3. 本会の会議は出席者の過半数で決定する。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあたる。

2. 会費の額は、総会又は理事会の承認によって決定する。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

〔ポニー幼児交通安全クラブ会則〕

1. 会の名称と事務所

この会は、ポニー幼児交通安全クラブといい、事務所を豊橋市牟呂中村町6-1、明照保育園内に置く。

2. 会の目的

この会は、幼児とその母親に交通安全の集合訓練を行い、幼児の交通事故防止に必要な基礎的能力、態度、習慣を身につけることを目的とします。

3. 会 員

この会は、明照保育園に在籍する園児及びその母親のうちで、この会の趣旨に賛同したものををもって会員とします。

4. 事 業

この会は、次の事業を行います。

- (1) 会員に対し交通安全の基本的な行動を身につける実地訓練ならびに交通安全に関する遊戯や歌唱などを行う。
- (2) 会員相互の連帯感を深め、地域社会における必要な幼児の事故防止活動を促進する。
- (3) このほか、この会の目的を達成するために必要な事業を行う。

5. 役 員

この会は、クラブリーダー1名及びクラブリーダーを助けるサブリーダー若干名をおき、毎年4月の総会で決めます。

6. 顧 問

この会に顧問をおくことができます。顧問は、この会の行う業務に関し知識経験を持ち、この会に密接な関係を有する人より、クラブリーダーが会員の承認を得て、これを委嘱することができます。

7. 会 議

この会は、年1回(4月)総会を開き、母親会員の全員が参加し、運営状況の報告や反省、今後の計画などについて相談を行います。

役員会その他の会議は、必要に応じてその都度催します。

8. 経 理

この会の運営に要する費用は、補助金及び寄付金によってこれにあてますが、必要な場合は会費を徴することもあります。会費の額は総会において定めます。

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

9. 会則の改正

この会則は総会において改めることができます。

附 則

この会則は、昭和50年11月9日から有効であることを申し合わせます。